



## 行政相談所

市役所や国、県などの機関が行っている仕事について、意見や苦情、要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、気軽にご相談ください。

**日時** 2月14日(木) 午前10時～午後4時 **場所** 別館多目的相談室  
**行政相談委員**(敬称略) 川畑喜久雄 ☎ 0956-75-0724 青木サチ ☎ 0956-74-0456 **問合せ先** 総務課行政係

## 認定司法書士無料相談会

法務大臣の認定を受けた認定司法書士が身近な法律家として市民に貢献するため、次の通り相談会を実施します。相談する人は、事前に電話で予約してください。

**日時** 2月14日(木) 午後1時～4時30分 **場所** 3階小会議室 **主催** 長崎県司法書士会 **予約・問合せ先** 総務課行政係

## 就学校の変更は相談を

平成20年度に市内小中学校に入学予定の児童生徒がいるご家庭に、現

住所地の学校を指定した「就学・入学通知書」を送付しています。

もし、転居予定・病気などの身体的理由・その他教育的配慮を要する理由などで就学校の変更を希望する場合は、教育委員会学校教育課に2月末日までに相談ください。※在学中の児童生徒の同様の相談は、学校教育課に問い合わせてください。

**問合せ先** 教育委員会学校教育課

## 子育て支援の充実へ

— 慈光幼稚園・松浦幼稚園が

「認定こども園」に—

今年1月から、慈光幼稚園と松浦幼稚園の2私立幼稚園が、少子化対策の一環である「認定こども園」として運営を開始しました。両施設とも、3歳児以上を対象とした幼稚園型で、教育・保育・子育て支援を総合的に提供する施設となります。また、園庭開放日や電話相談日を設けるなど、地域の子育て家庭に対して、育児に関する情報の提供や交流の場を提供していきます。

今後、保育所・幼稚園・民生委員・主任児童委員などの地域と、行政が一体となった子育て支援ネットワークづくりを進めていきます。

認定こども園への入所の手続きは、各幼稚園に問い合わせてください。

**問合せ先** 子育て・こども課

## 市税などの支払いは口座振替が便利です

市税などの支払いは、納付に行く手間が省け、納め忘れもなくなる口座振替をご利用ください(納税組合加入者を除く)。

○**対象** 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料、水道使用料、住宅使用料、介護保険料

○**申込方法** 通帳、印鑑(届出印)を持参し、取扱金融機関窓口で申し込んでください。口座振替依頼書(申込書)は、市内の各金融機関に備えています。市外納税義務者で申込用紙が必要な場合には随時送付しますので問い合わせてください。

○**取扱金融機関** 親和銀行、十八銀行、佐賀銀行、ながさき西海農業協同組合、新松浦漁業協同組合、九州労働金庫、ゆうちょ銀行

○**口座振替日** 納期月の25日(土、日、祝日の場合は翌営業日)。残高不足等で振替ができなかった場合は翌月9日(土、日、祝日の場合は翌営業日)に再度振り替えます。その際は、再振替通知を送付します。

○**問合せ先** 税務課管理係

## 市営住宅入居者募集!

○**募集方法** 市営住宅に入居を希望する人は、希望団地に空き家がなくとも申し込みをしてください。

○**入居資格者**

- (1) 住宅に困窮していることが明らかな人
- (2) 市税を滞納していない人
- (3) 1年間の総収入が、公営住宅法で定める収入基準に該当する人

○**申込方法** 都市計画課住宅係または各支所に用意している「公営住宅入居申込書」に次の書類を添付し、申込受付期間内に都市計画課住宅係または各支所に申し込んでください。

≪添付書類≫ 所得証明書(給与所得者は事業主発行の源泉徴収票)、住民票謄本、納税証明書(市町村発行)、保証人の委任状(納税証明書交付用)、婚姻予定の人は、婚約証明書

※なお、入居申込書の連帯保証人は、市内に住所を有し申込者と同等以上の収入があり、市税を滞納していない人2人とします。

○**申込受付期間** 2月18日(月)～29日(金)

○**問合せ先**

都市計画課住宅係、福島支所・鷹島支所建設水道課

## 裁判員制度 Q&A ①

平成 21 年 5 月までに裁判員制度がスタートします。今月号から毎月、Q&A 方式で裁判員制度についてお知らせします。

○問合せ先 長崎地方検察庁企画調整課 ☎ 095 - 822 - 4269

### Q 裁判員制度って？

**A** 国民の皆さんに裁判に参加していただく制度です。

裁判員制度は、個別の事件について、国民の皆さんから選ばれた 6 人の裁判員に、刑事手続きのうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3 人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めてもらう制度です。

裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されます。

身近なこと  
なのねえ。



## その他のお知らせ

### 第35回福島つばき祭り

日時 3 月 1 日 (土) 午前 9 時 ~ 午後 5 時、2 日 (日) 午前 9 時 ~ 午後 3 時  
場所 福島武道館・お祭り広場  
内容 福島つばき盆栽・一輪挿し・生花展示・特産物販売・食事イベントコーナーほか  
主催 松浦福島つばき会、福島町観光協会  
問合せ先

### 法律相談センター

〒 0955-4721 52  
福島町観光協会 (福鷹商工会内)

長崎県弁護士会による法律相談センターを次の通り開設します。相談する人は、事前に電話で予約してください。  
日時 2 月 22 日 (金) 午後 1 時 ~ 4 時  
場所 文化会館  
料金 30 分ごとに 5,000 円  
予約・問合せ先 長崎県弁護士会佐世保支部 ☎ 0956-229404

## 4 月から遺体の火葬料を改定します (松浦斎苑)

今年 4 月 1 日から、松浦地区火葬場組合 (松浦斎苑) の遺体の火葬料を改定します。

発足当初から、管内に住所を有する人は無料でしたが、近年、火葬炉などの維持・管理に要する経費が年々増加していること、また構成市町の財政事情が厳しいことなどから検討を重ねた結果、有料化することになりました。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

○問合せ先

松浦地区火葬場組合事務局 (市民生活課内)

区分	単位等	使用料		
		死亡者等の住所		
		管内	管外	
遺体	12 歳以上	1 体につき	10,000 円	60,000 円
	12 歳未満	1 体につき	5,000 円	40,000 円
	死産児	1 体につき	3,000 円	25,000 円
肢体		1 個当たり	3,000 円	8,000 円
埋葬遺骨		1 体分当たり	2,000 円	5,000 円
胞衣等汚物		5 <sup>キログラム</sup> 毎	3,000 円	8,000 円
霊安室		1 夜遺体 1 体当たり	5,000 円	20,000 円
		1 夜焼骨 1 体分当たり	2,000 円	5,000 円

※ 黄色部分が変更になります。

※管内とは、松浦市は合併前の旧松浦市の区域、江迎町、鹿町、平戸市は合併前の旧田平町の区域です。

## 火葬場使用補助金が変わります

松浦地区火葬場組合の料金改定に伴い、「松浦市火葬場使用補助金」が変更になります。

住所地	使用する火葬場	4 月以降の補助金額	3 月までの補助金額
福島地区	松浦斎苑	50,000 円	60,000 円
	肥前斎場	30,000 円	40,000 円
鷹島地区	松浦斎苑	50,000 円	60,000 円
	肥前斎場	30,000 円	40,000 円

※この表は 12 歳以上の火葬料の補助金額です。その他も松浦斎苑、肥前斎場の管外料金から、松浦斎苑の管内料金を差し引いた額になります。

○問合せ先

市民生活課生活環境係、福島支所・鷹島支所市民福祉課